

# 初 鹿 通 信

第 197 号

令和 4 年 11 月 吉日

## 顧問先各位

<ご一読推薦者>

- 経営者  
 経理担当者  
 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）

〒400-0043

山梨県甲府市国母 8 丁目 4 番 40 号

T E L 055-220-6885

F A X 055-220-6887

U R L <http://www.hatsushika-kaikei.com/>

新型コロナウイルス関連情報 <https://www.hatsushika-kaikei.com/blog/news/p1950/>

## ダイレクト納付について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

最近電子納税の紹介が多く見受けられますが、現在、電子納税の方法は2種類あります。事前に税務署へ届出をした口座から振替によるダイレクト納付と、インターネットバンキング等を利用して納付する方法の2種類です。

- ・インターネットバンキングからの納付 維持手数料がかかる
- ・ダイレクト納付 ネットバンキングの契約不要で口座振替手数料が発生しない

今回は、特に追加費用が発生しないダイレクト納付についてご説明します。

### ○ダイレクト納付

e-Tax(eL-tax)へ登録して、窓口に出向かなくてもオンラインで手続きを行い国税・地方税の納付ができるサービスです。事前に銀行窓口でダイレクト納付の利用を申し込むことで、銀行窓口等が開いていない時間でも即時又は指定した期日に納税ができます。e-Tax(eL-tax)の利用可能時間であればいつでも納付可能です。

それぞれのシステムで納付できる税目は以下の通りです。

<e-Tax> 法人税・地方法人税・消費税・源泉所得税等

<eL-TAX> 県民税・市民税・住民税

税目ごとの納付方法は下記の通りです。

法人税・地方法人税・消費税	電子申告後又は納付情報登録依頼作成後、e-Taxより納付
源泉所得税	納付書をもとに納税額等を入力後、e-Taxより納付
県税・市税	電子申告後又は納付金額等を入力後、eL-taxより納付
住民税	納付書をもとに納税額等を入力後、eL-Taxより納付

当事務所では全顧問先様の電子申告処理を徹底しておりますので、既にe-Tax (eL-tax) システムへ登録済みですので、顧問先様にて登録する必要はなく、銀行窓口で利用申込みができます。申告者様にて新たに登録をされた場合、識別コードが変更されてしまうため、法人税・所得税等の税務申告ができないといった不具合が生じ、混乱を招く可能性がございます。

システム利用をご希望の顧問先様へは、ご利用時に必要なID及びパスワード、納税用確認番号をご案内いたします。大変お手数ではございますが、登録をご希望の顧問先様は当事務所までご連絡ください。また、パスワードの変更はされないようお願いいたします。

## 雇用調整助成金の特例措置の延長

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金の特例措置について、令和4年9月末まででしたが、令和4年11月まで延長となりました。金額の上限額が変更となりますので、ご注意ください。

12月以降通常制度とするとともに、業況が厳しい事業主については、一定の経過措置（支給要件の緩和、日額上限・助成率を通常制度よりも高率とする等）が設けられる予定となっています。

詳細は次号以降お知らせいたします。

判定基礎期間の初日		令和4年	
		3～9月	10～11月
中小企業	原則的な措置	4/5(9/10) 9,000円	4/5(6/10) 8,355円
	業況特例・地域特例	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 12,000円
大企業	原則的な措置	2/3(3/4) 9,000円	2/3(3/4) 8,355円
	業況特例・地域特例	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 12,000円

(注)金額は1人1日あたりの上限額、括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合

令和4年9月30日 厚生労働省発表より

## 山梨県省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金

コロナ禍における原油価格等の高騰に直面する事業者のエネルギーコストの削減を推進するため、事業者が実施する省エネルギー設備、再生可能エネルギー設備の導入に要する経費の一部を補助するものです。

<対象者> 中小企業者、福祉施設・医療機関等、農林漁業者

<補助率> 3分の2以内(福祉施設等は4分の3以内)

<補助額> 省エネ設備:1事業所あたり、上限額3,000,000円(下限額500,000円)

再エネ設備:1事業所あたり、上限額6,000,000円(下限額3,000,000円)

<対象設備> 省エネ設備:照明設備、高効率空調、業務用給湯器、高性能ボイラ、冷凍冷蔵設備等

再エネ設備:太陽光発電設備、蓄電池

<申請受付期間> 令和4年11月14日から令和4年12月9日

<注意点> 着手予定日から、令和5年2月10日の間に着手、実施、支払、納品が完了した経費であって証拠書類等により補助対象経費として確認できるものが補助対象となります。

詳細につきましては、ホームページをご参照ください。<https://www.pref.yamanashi.jp/shouko-kik/syouene.html>

ご不明な点等ございましたら、お気軽に窓口担当者までお問い合わせください。